

事務所便り

都城市八幡町 1-17

経営・労務管理 立山事務所

TEL0986-21-1813 Fax0986-21-1812

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！

29 年 4 月号

【働き方改革】 残業時間規制のまとめ

政府が進める働き方改革において柱となる過重労働対策について、先月 14 日、残業時間の上限を月に 100 時間までとする方針が固まりました。昨年の電通事件などの影響もあり、今後、行政からの取締も一層強化されることが見込まれますので、新たな残業時間規制についての把握が必要となります。

月平均の残業時間は 60 時間まで

残業時間の上限は原則として月に 45 時間までとなっていますが、労使合意の協定書に特別条項を設けて提出することで、年間に 6 回まで 45 時間を延長することが出来ます。つまり、これまで実態としては年 6 回まで上限なしで働くことが可能となる制度でした。しかし、平成 28 年の電通事件以降、過重労働によるうつ病・過労死対策が本格化し、特別条項を設けた場合でも月の平均を 60 時間に抑えることが昨年決定されました。

繁忙期の残業時間は 100 時間に上限設定

また、繁忙期についてはどうしても 80 時間を超える残業が避けられない業種や企業もあることから、月の上限を 100 時間未満に設定することが決定しました。これは電通事件において、月 100 時間超の残業があったことで過労自殺へと繋がってしまったことから、100 時間をボーダーとして設定されたものと考えることが出来ます。いかなる理由があっても、月に 100 時間を超える残業が発生した事業所には罰則が適用されます。ここで注意すべき点は、100 時間未満の基準が適用されるのは 1 年に 1 回に限定されることです。また、80 時間以上 100 時間未満の月が発生した場合、前後の 2 ヶ月については 80 時間までが上限となります。それから、80 時間を超える残業がある場合には立ち入り調査の対象、場合によっては書類送検という可能性もあるため、労働時間の管理には注意が必要です。

立ち入り調査の対象は、80 時間超残業から

上記にて、月平均は 60 時間・残業時間が最長の月で 100 時間未満というボーダーラインを取り上げましたが、もうひとつ、労務管理上意識して頂きたい数字があります。繁忙期に 60 時間を超えるような残業が発生した場合で、100 時間未満には収まっているが、80 時間を超えた場合、労働基準監督署の立ち入り調査の対象となります。上限が 100 時間未満であっても、「100 時間までは良い」という消極的な労働時間管理ではなく、繁忙期であっても 80 時間、60 時間を下回る事が出来るよう、業務の効率化や会社の体制について再考することが必要となってきます。下記にて、残業時間規制の基準一覧を掲載致しますので、ご確認ください。

【残業時間規制・基準一覧】

基準となる残業時間（1ヶ月あたり）	内容
45 時間	36 協定における原則の上限
60 時間	特別条項を定める場合の、年間平均上限
80 時間	労働基準監督署の立ち入り調査対象
100 時間	1 年に 1 回を限度とした、1 ヶ月間の上限

一 ご存じですか？

雇用保険料率に変更となります！

平成 29 年 4 月分より、雇用保険料率に変更となります。1000 分の 1 ずつ料率を引き下げることとなっています。給与計算時の料率のご確認をお願い致します。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率		
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

一 注目の助成金

受動喫煙防止対策助成金

概要

中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設設備の整備に対し助成することにより、事業場における受動喫煙防止対策を推進することが目的。

対象となる事業主

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主
- ② かつ、中小企業事業主

助成対象（右図のとおり）

奨励金の支給額

喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの

2分の1（上限 200 万円）

申請の流れ

- (1) 申請内容の検討 ⇒ (2) 交付申請 ⇒ (3) 交付決定通知受領 ⇒ (4) 工事の発注・施行 ⇒ (5) 工事費用の支払い ⇒ (6) 事業実績報告 ⇒ (7) 交付額確定通知受領 ⇒ (8) 請求書の提出 ⇒ (9) 助成金の受領 ⇒ (10) 実施状況報告

お問い合わせは当事務所まで！

措置	事業場の業種	要件	出入口が面している場所	措置を講じた区域で喫煙以外（飲食等）が可能か
喫煙室	すべて	入り口における風速が 0.2m/s 以上（かつ非喫煙区域と隔離された室）	屋内	不可
屋外喫煙所	すべて	屋外喫煙所における喫煙により、当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しない	屋外	不可
喫煙室・屋外喫煙所以外の措置（換気措置等）	宿泊業 飲食業のみ	措置を講じた区域において、 ① 必要換気量 $70.3 \times (\text{席数}) \text{m}^3/\text{h}$ 以上 または、 ② 粉じん濃度が申請前 $0.15 \text{mg}/\text{m}^3$ 以上の時、措置を講じて $0.15 \text{mg}/\text{m}^3$ 以下とする	—	可能